

第5回独立行政法人農畜産業振興機構契約監視委員会議事（要旨）

1. 日時 平成25年9月10日（月）10:00~12:10
2. 場所 独立行政法人農畜産業振興機構南館1階会議室
3. 議題 平成24年度契約の点検について
4. 出席委員（◎印は委員長）
 - 高畑 満（弁護士：東京清和法律事務所）
 - 中村 一三（税理士：中村一三事務所）
 - ◎望月 正芳（公認会計士：望月正芳事務所）
 - 柳澤 茂樹（独立行政法人農畜産業振興機構監事）
 - 渡部 裕人（独立行政法人農畜産業振興機構監事）

5. 議事

（1）総括調整役挨拶等

今井総括調整役より開会の挨拶。

本日の契約監視委員会の結果について理事長に報告のうえ、農林水産省へ議事録を提出する旨の確認を行い、委員より了解が得られた。

望月委員長は、委員会終了後、機構のホームページに委員名簿及び委員会の議事録要旨の公開を提案し、各委員の了解を得た。

（2）平成24年度契約の点検について

（新たに競争性のない随意契約となった事案について）

委員：当該事案は、随意契約で行うことについてはやむを得ないとする。

（公益法人への支出について）

委員：昨年度は、「独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札の見直しの状況（物品・役務等）」の資料に1件、また、「独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況」に会費の支出実績が複数件記載されていたが、本年度は実績がないということか。

機構：平成24年度については、本年度における公益法人への支出のうち1件あたり1千万円以上のものについて点検を行うこととなっており、本年度は該当するものがなかった。また、会費についても口数を減ずるなどして公表の基準に該当するものがなくなった。

（競争性のない随意契約について）

- 委員：本部事務所の賃借料については一度契約を行うとそれ以降賃料の変更がないようだが、建物は経年劣化しているのだから賃料の値下げ交渉を行うべきではないか。
- 機構：本部事務所の賃料については毎年周辺の賃料の相場と比較してその妥当性を確認しており、また、これまで周辺の相場が上昇したときでも賃料据え置きで更新してきたところ。委員のご指摘を踏まえ、引き続き周辺の賃料の相場を見ながら機会を捉えて賃料について交渉してまいりたい。
- 委員：前回に競争性のない随意契約として契約したもののうち今回、（平成24年度）において競争入札に移行したのがあるが、そうしたことができるのであれば当初から競争入札を行うべきではないか。
- 機構：昨年度に競争性のない随意契約として契約したにもかかわらず平成24年度において競争入札により契約したのものについては仕様を工夫するなどした結果と認識。今後も仕様を工夫するなどして可能な限り競争入札を行えるよう対応してまいりたい。

（一者応札について）

- 委員：システムの改修に係る契約については既存の業者がある程度有利なのは理解できる。これまでの取組の結果、全体的には改善が進んでいるという印象。
- 委員：システムの機器の購入やリースなどについては参加できる業者が沢山あるはず。一者応札に係るアンケートにあるように、公告期間や履行期間を工夫すれば一者応札にはならないのではないか。
- 委員：複数年度契約自体は多くの入札参加者が見込めるなど有効であると考えますが、複数年度契約が一者応札となってしまうとその弊害もでてくる。工夫して実施してほしい。
- 機構：公告期間は通常10日間としているところ、一者応札の可能性のある契約については20日間以上に延長して対応している。引き続きこうした取り組みを実施していくとともに、仕様を工夫するなどして一者応札の解消に取り組んでまいりたい。

（3）その他

事務局から一者応札フォローアップ業務への協力依頼、公益法人への支出に対する見直し点検業務など、必要に応じ随時に委員の意見を伺いたい旨依頼し、了承された。

終 了